

ふたば便り

2012年 11月号 (Vol. 124)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市中央区北2条西2丁目1-5 リージェントビル6F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

年末調整

今年も年末調整の時期がやってきました。年末調整というのはいまでもなく、給与所得者の所得税精算の手続きで、会社などに勤めている人はこの年末調整をすれば確定申告をする必要がありません。去年までの年末調整と比べた今年の変更点は以下のとおりです。

1. 生命保険料控除の変更

平成23年12月31日までに契約した生命保険等と、平成24年1月1日以後に契約した生命保険等で、**生命保険料控除の適用限度額が変更**されました。

	対 象	生命保険料控除限度額
旧契約	平成23年12月31日までに契約したもの	一般の生命保険料…最高5万円 個人の年金保険料…最高5万円
新契約	平成24年1月1日以後に契約したもの	一般の生命保険料…最高4万円 個人の年金保険料…最高4万円 介護医療保険料……最高4万円

旧契約と新契約の両方で控除を受ける方の適用限度額の合計は12万円です。

2. 源泉所得税の納期限の変更

7月から12月までの間に支払った給与などから預かった源泉所得税は、「納期の特例」を受けている方に限り、原則として1月10日までの納付、特例として1月20日までの納付となっていました。これが**一律1月20日に統一**されました。なお、「納期の特例」を受けていない方は原則どおり、翌月10日までに毎月納めることとなりますので、12月分の給与などから預かった源泉所得税はこれまでどおり1月10日までに納付することとなります。

3. 通勤手当の非課税限度額の改正

自動車などで勤め先まで通勤している人については、これまで、以下の「距離比例額」までは通勤手当が非課税（所得税がかからない）で、公共交通機関を利用した場合の運賃相当額がこれを超える場合には距離比例額を超える部分も非課税（1か月10万円が限度）となっていました。したがって、**自動車などで通勤する人の非課税限度額は距離比例額のみで判定**することとなります。

【距離比例額】（すべて1か月あたりの非課税額）

片道2km以上10km未満…4,100円、片道10km以上15km未満…6,500円

片道15km以上25km未満…11,300円、片道25km以上35km未満…16,100円

片道35km以上45km未満…20,900円、片道45km以上…24,500円

朝晩ぐっと冷え込み、寒くなってきましたね。

スーパーで「柿」を見かけて秋を実感するのはあまりにも芸術感なさすぎでしょうか？ さて、ひさしぶりに旭川でセミナーを開催します！ 11月29日は創業支援セミナー、12月1日は旭川グランドホテルで「上手な生前贈与」というテーマの無料セミナーです。生前贈与セミナーの詳細は別紙をご覧くださいませ。Yasu

